

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年2月17日（金曜日）
午前10時00分開会、午前11時37分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

- (1) 令和5年第2回（6月）定例会の日程（案）について
- (2) 令和5年第1回（3月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア	報 告	4 件
イ	条 例	17 件
ウ	予 算	9 件
エ	補正予算（先議案件）	1 件
オ	市道の認定等	3 件
カ	区域の変更	1 件
キ	補正予算（追加議案）	5 件
ク	人 事（最終日提出）	1 件

- ③ 請願・陳情について
- ④ 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について
- ⑤ 各種委員会委員の選出について

【土浦市バリアフリー推進協議会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・従来の選出方法 文教厚生委員会から1名選出

- (3) 委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について
- (4) 土浦市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- (5) 地方自治法の改正及びそれに伴う土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の対応について
- (6) 議会費の減額補正について
- (7) 先例集の一部改正について
- (8) 議員に貸与しているタブレット端末の改選に伴う取扱いについて

(9) 令和4年度土浦市議会報告会の結果について

(10) その他

5 閉 会

出席委員（6名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 勝田 達也

欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男

副市長 片山 壮二

市長公室長 川村 正明

財政課長 山口 正通

財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局 長 塚本 隆行

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主 任 津久井 麻美子

主 任 松本 裕司

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。令和5年第1回定例会で予算もありますので、慎重な協議をよろしく願います。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1、令和5年第2回6月定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 資料ナンバー1をお願いします。令和5年第2回の定例会日程案でございます。6月6日火曜日開会。6月22日木曜日閉会の会期で考えてございます。よろしく願います。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、第2回定例会の日程については、執行部説明のとおりいたします。次に、協議事項2令和5年第1回3月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○東郷副市長 令和5年第1回定例会の日程案でございます。2月の28日火曜日開会、3月22日水曜日閉会の日程でお願いしたいと思います。なお、令和4年度一般会計補正予算第14回になりますけど、新型コロナワクチン接種体制事業につきまして、4月1日からワクチン体制を確保する為に、入札等速やかに対応する必要がありますことから、議会初日に先議をお願いしたいと考えてございます。それから全協の日程なんですけど、初日の2月28日にお願いして、神立西口土地区画整理事業の進捗状況、事業計画の変更について。仮称上天津地区統合小学校整備計画案について御説明させていただきたいと思います。それから一般質問最終日に最終日に予定しております、公平委員会委員の選任のことについて説明させていただきたいと思います。それから最終日3月22日に土浦認知症バリアフリー宣言について説明をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 令和5年第1回定例会の議案等概要につきまして、御説明いたします。サイドボックスの議会運営委員会、令和5年、2月17日開催、資料3定例会議案概要をお開きください。1ページ表紙を御覧ください。今回の提出案件は、報告4件、議案37件、合わせて41件でございます。2ページ、3ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。今回は、報告といたしまして、専決処分4件、議案といたしまして、条例17件、予算9件、補正予算先議議案1件、市道の認定等3件、区域の変更1件、追加議案として、補正予算が5件、最終日提出の人事1件でございます。4

ページをお願いします。報告案件でございます。専決処分4件につきまして、御説明いたします。報告第1号体育施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、木田余東台2丁目地内、木田余地区運動広場の防球ネットを越えて野球のボールが飛び出し、隣接する相手方住宅の屋根に落下、屋根瓦が破損したことに係る和解でございます。報告第2号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が東中貫町地先、東中貫3号線を走行中、道路の陥没個所に右前輪が接触し、タイヤが破損したことに係る和解でございます。5ページをお願いします。報告第3号農業集落排水施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が中村西根地先、Ⅱ級17号線を走行中、農業集落排水西根地区処理場前のマンホールの蓋が外れており、マンホール及び外れた蓋に自動車接触、車両の一部が破損したことに係る和解でございます。報告第4号公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車が手野町地先、荒川沖木田余線を走行中、木田余跨線橋東交差点において、国道354号線を右折したところ、直進してきた相手方車両と接触し双方の車両の一部が破損したことに係る和解でございます。以上、4件の和解につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分を行ったものであり、同法第2条の規定により報告するものでございます。報告案件の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○篠塚委員 報告第1号の木田余野球場なんですが、野球の種類は硬式、軟式、ソフトボールいろいろありますが、防球ネットの高さもあるので、例えば硬式はできないだとか指定はされていますか。

○川村公室長 硬式は使わないようにと周知をしていると聞いております。

○篠塚委員 事故が起きたのは硬式ですか。軟式ですか。

○山口財政課長 実はですね。加害者及び事故日時は不明になっておりまして、これまでボールが飛び込んできた実績が多々あったと。今回どのような形でどのようなボールがあったか、飛んできたかは不明です。ただ保険会社に確認したところ、広場からのボールの可能性が高いということで、市側が賠償するという事になったわけでございます。ボールの種類は不明です。

○篠塚委員 防球ネットが低すぎるというのものもあるでしょうし、今後も何回かあるかと思しますので、その辺の対応をしていかないとまた同じようなことが起きるかと思しますので。

○山口財政課長 こちらの広場は4面ほど野球場が取れることになっておりまして、おそらく一番近いところで野球なりソフトボールなりをしていたであろうと推測できます。一番民家に遠いところのグラウンドを使用していただく様に指導していくということでございます。

○篠塚委員 もう一点報告第3号のマンホール。蓋が外れていたということですが、外れていた原因とかはわかっていますか。

○山口財政課長 老朽化しておりまして、フックのようなものが下水道の蓋には付いているんですけど、そちらの方が腐食していたということで、車が何度か通った時に開い

てしまって外れてしまったのではないかと推測できます。現在そちらの方は修繕を致しまして外れないようにしてあります。

○海老原委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、条例について説明をお願いします。

○川村市長公室長 6ページをお願いします。まず、条例17件について御説明いたします。議案第1号土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、国、地方公共団体及び民間に関する個人情報保護制度が一元化されることになりました。個人情報の保護に関し、これまでは、異なる法律や条例が適用されておりましたが、今回の改正により、全国共通のルールが定められ、地方公共団体は令和5年4月より改正法の直接適用を受けることになりました。これに伴い、本市では、土浦市個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法の施行にあたり必要とされる規定を整備するため、新たに土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。また、本条例を引用している公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び情報公開条例の一部を改正するもので、令和5年4月1日から施行するものです。議案第2号土浦市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、こちらも個人情報の保護に関する法律の改正に伴い改正するもので、個人情報の収集、内部利用又は外部提供の可否等、具体的な事案については、全国共通のルールである国のガイドライン等に基づき運用することとされ、地方公共団体が設置する審議会に諮問する必要がなくなることから、現在の審議会の主な所掌事項が、情報非公開決定等又は個人情報非開示決定等に対する審査請求の審査となります。このことから、土浦市情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、土浦市情報公開・個人情報保護審査会を設置するもので、令和5年4月1日から施行するものです。7ページをお願いします。議案第3号土浦市立認定こども園条例の制定につきましては、現在整備を進めております、市立認定こども園土浦幼稚園の新設に伴う名称・位置等に関する条例を制定するものです。施設名は、土浦市認定こども園土浦幼稚園、位置は、土浦市文京町9番6号、定員は、教育40名、保育70名、合計110名。開園時間は記載のとおりで、開園日である令和5年10月1日から施行するものです。議案第4号土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定につきましては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及についての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とするもので、令和5年4月1日から施行するものです。8ページをお願いします。議案第5号土浦市行政組織条例の一部改正につきましては、令和5年度機構改革において、人権に関することを所掌する部署が、総務部から市民生活部へ変更となることから改正するもので、令和5年4月1日から施行するものです。議案第6号土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部改正につきましては、令和5年度の実施を予定しております、マイナンバーカードによる市職員の出退勤管理システムを導入するための改正で、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用するには、条例で必要事項を定める必要があることから改正するものです。施行期日については、システム導入に合わせて規則で定める日とするものです。議案第7号土浦市特別職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、各種制度の改正等に伴う改正で、認定こども園土浦幼稚園の設置に伴う改正では、認定こども園の薬剤師及び嘱託医の報酬を定める改正。9ページをお願いします。議案第8号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法が改正され、建築物の構造上やむを得ない場合における建築物の容積率や高さに係る特例が拡充されたことに伴い、手数料の新設等を行うもの。都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴う改正では、手数料の算定方法の追加や規定の整理など、また、道路位置指定の申請について、新たに手数料を設定するなどの改正で、令和5年4月1日から施行するものです。議案第9号土浦市保育所条例の一部改正につきましては、認定こども園土浦幼稚園の新設に伴う改正で、認定こども園条例の制定に伴い、規則等で定めていた市立保育所の設置及び管理に関する事項を追加するもの。また、条例の名称を土浦市立保育所条例に改める改正。認定こども園土浦幼稚園の新設に伴い、東崎保育所を廃止することから別表中東崎保育所の項を削除するもの。合わせて、総合福祉会館条例中、会館を構成する施設から東崎保育所駅前分園を削除する改正で、令和5年4月1日から施行するもの、東崎保育所の廃止については、令和5年10月1日から施行するものです。10ページをお願いします。議案第10号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正で、事業所ごとに、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定に関する規定の追加や、乗車・降車時に利用乳幼児の所在を確認しなければならないなどのバス送迎の安全管理に関する規定の追加、また、民法等の改正により、懲戒権に関する規定の削除、衛生管理に関する文言の改正で、令和5年4月1日から施行、懲戒権の規定の削除については公布の日から施行するものです。議案第11号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、本条例に規定する、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除する改正、また、引用する法律の条項ズレの整理を行うもので、令和5年4月1日から施行するものです。懲戒権の規定の削除については公布の日から施行するものです。11ページをお願いします。議案第12号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正で、事業所ごとに、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定に関する規定の追加や、乗車・降車時に利用乳幼児の所在を確認しなければならないなど、バス送迎の安全管理に関する規定の追加、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時における業務の

継続及び早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定に関する規定の追加、及び衛生管理に関する文言の改正で、令和5年4月1日から施行するものです。議案第13号土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、こども家庭庁の設置に伴い、引用する子ども・子育て支援法が改正になり、条項ズレが発生することから整理を行うもので、令和5年4月1日から施行するものです。議案第14号土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正につきましては、こども家庭庁の設置に伴い、引用する児童福祉法等が改正になり、条項ズレ及び用語の整理が必要となることから、本条例の外、記載の条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行するものです。療育支援センター条例の一部は令和6年4月1日から施行するものです。12ページをお願いします。議案第15号土浦市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴う改正で、出産費用の増加傾向を勘案し、出産育児一時金総額を、全国一律に50万円に引き上げる改正で、令和5年4月1日から施行するものです。出産育児一時金は、現行の40万8,000円から48万8,000円となり、産科医療補償制度による掛け金分の1万2,000円を加え、一時金総額は50万円となります。議案第16号土浦市都市公園条例の一部改正につきましては、都市公園の使用料に係る規定を整理するもので、これまで規定のなかった端数処理の規定を定めること及び利用者の利便性を高める徴収規定の明文化を図るため改正するもので、令和5年4月1日から施行するものです。議案第17号土浦市博物館条例の一部改正につきましては、博物館法の改正に伴う改正で、設置規定の整理及び条項ズレの整理にあわせて、未就学児の入館料が無料であることを明記する改正で、令和5年4月1日から施行するものです。条例の改正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 13ページをお願いいたします。議案第18号令和5年度一般会計予算から議案第26号令和5年度下水道事業会計予算につきましては、新年度予算でございます。予算総括表を御覧ください。予算規模につきましては、一般会計は552億8,000万円の計上で、前年度との比較では26億3,000万円、5.0パーセントの増となっております。特別会計は、公共用地先行取得事業から下水道事業までの8会計を合わせまして、416億5,000万円の計上で、前年度との比較では2億円、0.5パーセントの増となっております。一般会計と特別会計を合わせました全会計の総額は969億3,000万円で、前年度との比較では、28億3,000万円、3.0パーセントの増となったものでございます。なお、公共用地先行取得事業は、過年度借換条件付発行債繰上償還金の皆減による減。駐車場事業は、指定管理への移行に伴う管理運営委託料の皆減による減。国民健康保険は、県納付金の増等による増。後期高齢者医療は、被保険者数の増等による増。介護保険は、一般会計への移行事業があったことによる減。下水道事業は、水路整備工事費の増などによるものです。14ページをお願いします。一般会計の歳入歳出予算款別内訳でございます。歳入中1段目、市税につしまし

ては、個人市民税が減となったものの、固定資産税やウイズコロナに向けた経済社会活動の回復に伴う法人市民税等の増などにより、対前年度比2億9,672万5,000円、1.3パーセントの増となりました。各県税交付金は、主に地方消費税交付金の増により、対前年度比4億3,677万8,000円、10.5パーセントの増となりました。地方交付税は、原資となる国税や地方法人税の法定率分の増加が見込まれ、対前年度比5億1,083万円 12.7パーセントの増となりました。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金・補助金が減となったものの、子どものための教育・保育給付交付金などの増により、対前年度比1億966万円、1.2パーセントの増となりました。繰入金は、財源不足を補うための財政調整基金繰入金の増などにより、対前年度比5億7,671万2,000円、43.2パーセントの増、繰越金につきましては3億円を計上するものです。その外、御覧のとおりでございます。歳出につきましては、必要性・緊急性・費用対効果等を十分に検証したうえで、選択と集中を図りながら、持続可能な行財政運営と夢のある、元気のある土浦の実現に向け、メリハリの効いた予算を編成しました。ハード面においては、スマートインターチェンジの整備やインターチェンジ周辺地区の土地利用促進、上大津地区統合小学校の整備、川口運動公園野球場のスコアボードの改修、認定こども園土浦幼稚園の整備など、ソフト面では、結婚・妊娠・出産・子育てに至るまでのきめ細やかな切れ目ない支援、ICTを活用した教育の充実、交通不便地域を解消するための地域公共交通の確保、地域の宝を活用した本市の魅力の発信など、総合計画に位置付けられた様々な施策・事業を着実に実施してまいります。その結果、表の一番下の右側、対前年度比26億3,000万円の増となっております。予算の内容につきましては、本日午後開催の内示会において、御説明させていただきます。予算については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算先議議案について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 15ページをお願いします。議案第27号令和4年度一般会計補正予算第14回につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関係の補正予算でございます。新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日に2類相当から5類に引下げられますが、ワクチン接種の公費による、無料接種については、詳細については示されておきませんが、4月以降もしばらくの間、実施する方針が示されました。については、令和5年9月末までの間、医療機関による個別接種が実施できるよう、接種体制を確保するものです。4月当初から滞りなく実施するため、議会開会初日に先議をお願いするものでございます。なお、当予算については、令和5年度へ繰越措置を行います。一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回は、歳入歳出それぞれ8,203万8,000円を追加し、総額を593億2,130万7,000円とするものです。具体的な内容は、その下の補正予算概要を御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和5年9月末までの間、医療機関による個別接種ができるよう、接種体制を確保するための、人件費や委託料など

の計上です。全額国の補助があることから、財源として、国庫補助金を同額計上するものです。先議の議案については以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、市道の認定等及び区域の変更について説明をお願いします。

○川村市長公室長 16ページをお願いします。議案第28号市道の路線の認定につきましては、16ページは、神立中央2丁目32号線、17ページは、神立315号線、18ページは、中高津2丁目38号線、19ページは、中村南6丁目5号線は、いずれも民間会社の開発行爲に伴う認定でございます。20ページをお願いします。議案第29号市道の路線の変更につきましては、乙戸21号線は、隣接地所有者への払下げに伴う路線の起点の変更、乙戸74号線は、乙戸21号線の変更に伴う路線の終点の変更、21ページをお願いします。議案第30号 市道の路線の廃止につきましては、新治中650号線における、隣接所有者への払下げに伴う廃止でございます。22ページをお願いします。議案第31号町の区域の変更につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業により生じた市の境界の変更については、令和4年第1回定例会において、議会の議決をいただいておりますが、その後、県議会の議決を経て、総務大臣に届出され、総務大臣告示が完了し市の境界が確定したことから、町の区域の変更について、議案として上程するものです。変更の内容は、かすみがうら市稲吉二丁目2613の7の一部、2618の3の一部、2618の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部を土浦市神立中央一丁目に変更するものです。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算追加議案及び人事案件説明をお願いします。

○川村市長公室長 23ページをお願いします。補正予算5件について、御説明いたします。議案第32号令和4年度一般会計補正予算第15回から議案第36号下水道事業会計補正予算第2回につきましては、主に、例年行っております、一般会計及び特別会計の精算等の決算見込みによります、補正予算を計上するものであります。予算総括表を御覧ください。一般会計は、6億8,067万6,000円の増、特別会計を合わせた、総額では合計でございますように、3億7,567万円3,000円の増でございます。主な補正予算の内容につきましては、24ページの表の下に記載のとおりです。歳入では、地方消費税交付金は、実績から決算見込みによる増、地方交付税は、原資となる国税収入の増による増。国庫支出金は、小中学校長寿命化・大規模改造事業が、国の令和4年度補正予算の対象となり、前倒しによる増。県支出金は、保健基盤安定負担金の減等による減。市債は、臨時財政対策債の減。その他歳出確定による減でございます。歳出の小中学校長寿命化改良事業及び大規模改造事業は、前倒しによる増、市立学校施設整備基金は、今後必要となる基金への積立による増。上大津地区統合小学校整備事業は、事業方法の変更に伴う減。公債費は、昨年度実施した繰上償還による後年度公

債費減少による減でございます。その他は、事業費の確定などによる補正でございます。25ページをお願いします。最終日に追加提出いたします、人事案件1件を予定しております。議案第37号は、土浦市公平委員会委員の選任の同意についてでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○海老原委員長 次に、請願・陳情についての協議に移ります。受理番号18番の市外者からの郵送による陳情について事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料4を御覧ください。件名は日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情となります。市外からの郵送による陳情となります。2ページを御覧ください。提出者の団体は、保育園・小学校への米軍機からの落下物事故をきっかけに活動されており、内容は子供達の通う保育園や小学校の上で米軍機による危険な訓練を行わないで欲しい。また沖縄の米軍基地周辺ではかねてから有機フッ素化合物による水や土の汚染が問題となっていることから憲法に保障される生存権が守られない状況に終止符を打って欲しいというものです。市外からの郵送による陳情は、先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「先例で」の声あり)

○天貝事務局次長 それでは、受理番号18は、事務局の説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、受理番号18についてはただ今のとおり決定いたします。次に、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料5を御覧ください。提出者は公務非正規女性全国ネットワークという団体でありまして、内容は2段落目に記載されているように、会計年度任用職員制度が丸3年となるが、現職を含め次年度からの任用希望者に対して一律に公募を課す予定の自治体が全国的に認められる中、雇用の安定等の問題が生じさせるとされております。そうした状況を受け、下段の要望事項に記載の3点、継続希望者が安心して働けるようにすること、同一労働 同一賃金に取り組むこと、国に制度の見直しに関する意見書を提出することが挙げられているものであります。先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書については、全員協議会において全議員に配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、各種委員会等委員の選出について、御協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 件名一覧を御覧ください。委員の任期が本年4月1日から2年間で議員の任期を跨ぐものですが、改選後の初議会までに会議が予定されていなければ、改選後の選出でも差支えないと思いますが、突発的に開かれる可能性が否定できないことから選出の依頼がされているものでございます。そうした事情から今の議員の任期の4月30日までの委員の選出を行うこととなりますが、改選後は改めて選出する必要がございます。御協議をお願いします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「従来で」の声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今説明のあった各種委員会委員についての選出方法は、事務局からの説明のあった従来を選出方法でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、従来どおりの選出方法といたします。次に、協議事項3委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について、協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 昨年12月定例会の議運で御協議いただいた上で、全協に改正案をお示しし意見を求めたところ御意見はございませんでした。従いまして資料6-1が委員会条例、6-2が会議規則のそれぞれ一部改正の議案書になりまして、今定例会の最終日に議会運営委員会提出議案として上程する運びとなりますのでよろしくお願いいたします。なお、後程議案書にサインをお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、全員協議会において、私から説明をした上で、最終日に委員会提出議案として提出することといたします。次に、協議事項4土浦市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 個人情報保護に係る条例につきましては、法改正が行われた関係で全国の自治体で本年4月1日施行に向け制定がなされているものでございます。議会と執行部側がそれぞれ制定しますが、執行部側の条例は執行部が保有する個人情報に法を適用させるための条例であります。議会側は法の適用を受けないことから議会が自律的に制定するもので、全国市議会議長会が取り纏めた標準的な条例案を基に本市議会の

条例案を取り纏めたものであります。概略につきましては、昨年8月の議運や全協で御説明いたしました。罰則がある関係で水戸地方検察庁との事前協議を行ってまいりました。その事前協議が整いましたので、本年4月1日の施行を見据えて今定例会で制定をするものです。この条例は、これまで御説明してきたとおり個人情報を取り扱う事務局が対象とされるもので、議長を除く議員は対象外となります。まず初めに第1条を御覧ください。この条例の目的は、個人情報の適正な取り扱いについて規定すること、また個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにし、本市議会が自律的に個人情報を保護するというものであります。次に上の目次に戻りまして、この条例案の全体像を見ますと、6章56条から構成するもので、第1章が総則、第2章が個人情報の適正な取扱いのための規定、第3章が個人情報ファイル、これは端的に言うと個人情報を検索可能なデータベース化したものについての規定、第4章が個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権利についての規定、第5章がその他の雑則、第6章が罰則という構成になっております。ボリュームがかなりありますので、条例の概略となる部分及び、重要な部分を中心に御説明いたしますが、本市議会において対象となる個人情報とは、請願陳情の署名簿、参考人等に関する情報、傍聴人の受付簿、退職された議員の経歴などの情報などが想定されており、議員が議員活動で収集した情報は含まれませんので、そのことを念頭において条例案を見ていただきたいと存じます。まず5ページ第5条です。議会に個人情報が記載された文書等が提出された場合は、本人に対してその利用目的を明示しなければならないという規定ですが、1から4号に該当する場合は除外されます。この条の趣旨は、理由なく個人情報を収集してはならないというものであります。本市議会で取扱っている個人情報は全て4号の取得の状況からみて利用目的が明らかであるに該当しますので、現状ではこの条の適用を受けるものは無いものと解しております。続いて6ページ第11条です。議長は、個人情報の漏洩等があった場合、本人にその旨通知しなければならないと規定するものです。11ページです。第17条において、議会が保有する個人情報のデータファイルについては公表するとしておりますが、議員や元議員、職員や元職員のデータファイルのうち、専ら人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項等を記録するものは対象外としております。また、個人情報ファイルの作成要件は1000人以上の個人情報となります。続いて12ページ一番下の第4章 開示、訂正及び利用停止の第18条では、議会が保有する個人情報のうち、本人の情報については議長に開示請求できるとしてしております。次のページ第20条では、開示請求があったときの開示義務と、開示できない情報を具体的に規定してしております。20ページ、第31条 訂正請求権では、本人の個人情報に誤りがある場合は訂正を請求することができる旨規定してあります。そして次のページ第33条で、訂正請求が妥当であると認めるときは議長は個人情報を訂正しなければならないとしております。22ページ、第38条では、本人の個人情報がこの条例に違反して保有されているとき、又は利用されているときなどにおいて、当該個人情報の利用の停止または消去等を請求することができる旨規定してしております。そして24ページ第40条で、その請求に理由があると認める場合は、利用停止しなければならない旨規定してしております。25ページ

の第45条では、情報開示や訂正などの請求があったにも拘わらず処分等を行わなかったなどの不作為について審査請求があったときは、1から4号の除外事項を除いて、執行部が所管する土浦市情報公開・個人情報保護審査会に諮問すると規定するものです。27ページの第6章罰則についてです。対象となる者は事務局職員や元職員、委託業者等で、議員は対象外となります。対象となる行為が自己若しくは第三者の利益のために収集し又は提供することなどで、罰則の内容は懲役又は罰金を科すものでございます。具体的には第52条において、個人情報ファイルは大量の個人情報の入ったデータファイルなどを指し、それを他人に提供したときは2年以下の懲役又は100万以下の罰金に処されるものです。53条においては、前条に規定する職員等が業務上知りえた個人情報を自己若しくは他人の不正な利益を図る目的で提供したとき、1年以下の懲役又は50万以下の罰金となります。第54条においては、職員が職権を濫用し、職務以外の目的で、個人情報を収集したとき、1年以下の懲役又は50万以下の罰金に処されるというものであります。付則においては、第1条で施行日を定めるほか、第2条においては、本市議会の個人情報の取り扱いを委任している執行部の旧個人情報保護条例の廃止前の行為については、廃止後も従前の例により罰則規定が適用されるとしております。続いて資料7-2-1をお願いします。この条例を運用するに当たって必要となる事項を定める土浦市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程でございます。内容については、条例で用いている用語等の適用範囲を定めるほか、様式等を定めるもので50ページに亘るもので、全国市議会議員会の参考例をそのまま制定するものでございますので、説明は割愛させていただきます。条例につきましては議会運営委員会提出議案として上程することになりますが、この施行規程につきましては、条例を議決したのちに議長決裁にて制定する運びとなります。続いて資料7-2-2をお願いします。新たに条例が制定されることから、現在運用している土浦市議会が保有する個人情報の保護に関する規程につきましては、この廃止する規程によりまして議長決裁で廃止する運びとなります。御協議をお願いします。

○海老原委員長 皆様、御質問等がございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、全員協議会において、私から説明をした上で、御意見をいただき、最終日に委員会提出議案として提出することといたします。次に、協議事項5地方自治法の改正及びそれに伴う土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の対応について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 昨年12月に地方自治法の一部が改正されており、議会関係の改正がございましたので御案内いたします。2点ございまして、まず1点目が1ページの上段の左側に記載の第101条、この条は議会の招集に関する規定で、新たに第8項を追加するものです。内容は、市長が議会を何月何日に招集すると告示した後に、災害等が起り開会出来ない場合、市長が開会日を変更できるというものです。2点目が右側記

載の第92条の2についてでありまして、この条は関係私企業への就職の制限に関する規定であります。下段の現行の条文を朗読します。普通地方公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員取締役執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者支配人及び清算人たることができない。すなわち議員が関係する企業は市が発注する仕事を請け負えないとされているものです。この条文の線が引いてある請負をするものが上段の傍線部分に改正されております。内容は赤線で囲った部分を朗読します。各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。その額がいくらかと申しますと、5ページをお願いします。総務省が発出した政令の概要であります。赤枠部分にその上限を300万円としております。今回の改正の背景にあるのは、2ページの赤枠部分、小規模市町村を中心とした議員のなり手不足の深刻化などの課題に直面していることであります。一方、本市議会では今のところなり手不足に陥っているとは言えない状況であります。そして本市議会の政治倫理条例は過去の苦い経験を踏まえて、全国的にもかなり早い段階で制定し、議員が関係する企業が市発注工事等の請負を自治法よりも厳しく規制して現在に至っているという事実がございます。このような事情を踏まえ本市議会の政治倫理条例の請負禁止要件を緩和する方向に舵を切るのか、あるいは過去の経験を踏まえ緩和を見送るのか御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

○下村委員 先ほどの説明の5ページ。会社が対象で300万円。

○天貝事務局次長 議員が経営に関わっている企業が、市の発注するものの1年間の総額が300万円を超えなければ良いということです。

○下村委員 1ページの赤線からはずれてすぐの支配人はどういうふうに理解すれば。

○天貝事務局次長 おそらく詳しくはわかりませんが、会社法で言う取締役とか役員があるかと思うんですけど、一般的にホテルとかで支配人とかありますけど、経営に参画しているものがそれにあたるのではないかと。

○下村委員 そこだけちょっと明らかにしていただければと思うのですが、支配人というのが、例えばいろいろな会社があって、その中で支配人というのがどのような立場なのか。逆に支配人というのが、会社の中でどの位置にあたるのか。役職として。

○海老原委員長 これ現行の文章にも支配人と入っているので、そういうふうにしちゃったと思うんだけど。それについては調べていただいて回答するということで。

○下村委員 はい。

○篠塚委員 地方自治法の改正に伴って、土浦市の政治倫理に関する条例も変更しようということでもよろしいんですね。今の土浦市の政治倫理条例では一切できませんよとなっているけども、地方自治法が改定になったので、300万円までだったら請け負っても良いでしょうという改訂をしていきたいと思いますということでもよろしいですね。

○天貝事務局次長 自治法自体は様々な地方議会からの声を受け改正をしたということで、先ほど申し上げたとおり、小規模の議会では定員割れをおこしているということに

なっているの、地方からの声を中央に吸い上げて改正を行ったということで、300万までは請けおっても良いでしょうとされていましたが、その判断は各市議会に委ねられていますので、それをどうするかというのは土浦市議会で検討をするということになります。

○篠塚委員 市議会によっては政治倫理条例が制定されていないところもありますが、土浦市は比較的早くこの条例が制定されたので。ただ状況が変わってきているということなので、地方自治法が変わるのであれば政治倫理条例も土浦市は変えていくべきだと思います。ましてや4月には統一地方選があり改選時期を迎えるので、新たな議員さんを迎えるので、その時には変わっている方がよろしいと思うので、3月定例会に改訂をして4月1日から条例を変更する方向になれば一番よろしいかと私は思います。

○勝田委員 なかなか厳しいものを先んじて作ったのは、いろいろあったと思うんですけど、なぜ比較的厳しいものを作ったのか経緯がわからないので。

○天貝事務局次長 もう引退なされていますが、当時議員の会社が市の発注を多く請け負っていたということがありまして、こういった厳しいものができました。

○勝田委員 で、こういったものができたと。

○天貝事務局次長 それを緩和するかどうかということです。

○篠塚委員 先ほど言ったように3月定例会で改正することは可能なんですかね。条例をいじくるところが結構出てくると思うんですが。できれば3月定例会で変えていった方がよろしいかと思うので。

○天貝事務局次長 政令の300万円のところですけど、今のところ3月1日から300万円の予定でということ。パブリックコメントをやっている段階かと。そういう状況があります。市議会の方でもし緩和するんだというのであれば、スケジュールも見極めつつ、来週辺りに提出すれば。全国的に見れば今パブコメをやっている段階ですけど、国の方で今回の統一地方選に間に合わせる形で動いているので作業的には可能かなと思われま。

○下村委員 この300万円のところで今回議案として提出していくとなると、市議会の倫理条例に関するどこかが変わるわけですか。

○天貝事務局次長 最後のページに抜粋で条例を付けてありますけど、第3条のところ例えばですけど政令で定める額までであるとか、もしくは300万円じゃなくて100万までとかそういった選択はあります。その辺の記述を行えば可能でございます。

○海老原委員長 3月に上程するかもしれないもしくは改選後に議員の方に決めていただくということになると思うんですが。

○小坂議長 やるかやらないかも含めまして、具体的に条例であればこうなりますよというくらいのことやってもらった方が決めやすいんじゃないですか。今日決めなくてもまだ間に合うみたいなので。

○天貝事務局次長 議員の身分に関する大きなものになりますので、慎重に考えていただく必要があるかと思っておりますので今決めなくてはならないということでは無いと思いません。開会中のどこかのタイミングで会議を開いていただいても間に合うと思えます。い

くらまでという制限をされるということは、どこかで報告をしなければならないと思いますので、その辺の改正も必要になってくると思われま

○**篠塚委員** 全国市議会議長会で要望した内容で地方自治法が変わってきたことですから、できれば新しい議員さんが選出される前に変えていった方が良いのではということですがまず一点。ただ大きな変更点なので、今日示されて初めて示されたものなので、全員協議会で報告して、会派とか各議員さんで話し合っていていただいて変えていくというのも時間的にはあるでしょうから、今日は改訂をするかどうかの方向性を皆さんに示して御意見をいただいて、意見がなければ改訂していくというのを決めてはいかがでしょうか。今期中に変える方向で話をするけど、皆さんの意見がいやこれは早いというのであればそれはそれで良いでしょうし、とりあえず各議員の意見を聞く方がよろしいのかと思うので。

○**下村委員** 3月中に決めた方が良いのかなという気持ちはあります。

○**天貝事務局次長** 先ほど申し上げましたけど国の方でスケジュールを決めて、全国の統一地方選挙に間に合わすようにやっていますけど、そちらの政令がでない。決まらないことには進めませんので、両にらみでやらなくてはならないと思います。

○**下村委員** 議長会から出ている赤線枠にさせていただいたところの文面を読めば、小規模市町村。たぶん土浦市議会は議長が茨城新聞かどこかに回答していますよね。なり手不足はあまり感じていませんというようなものが出ていたと思います。だからたしかにそういう感じだけでも偏った年齢だとかを解消していくには300万も必要かなという感じはしますので、私としては決めた方が良いと思います。

○**勝田委員** 上限金額が300万円ということは、土浦が何を選択するかによりますが、篠塚委員がおっしゃるとおり会派に戻って吸い上げてみるという中で、問題が無ければそれは採決しても差し支えないと思いますが、多様な意見が出れば慎重に考えても良いのかなと。皆さんに持ち帰ってもらって御意見をいただくと。ただまとまるんであれば無理に引き延ばすことはないと思います。

○**今野委員** 私も勝田委員の意見に近いんですけど、土浦市独自の歴史というか過去というものもあり、これはかなり大きい問題なのかなと思うので、時間的には掘り下げて、条例として認定する時間として足りるのかなと少々疑問という感じはしています。ただ流れとしてはそちらの方になっていくのでしょうか、これからの市議会議員の方達も多様性のある方々に入っていただく意味ではこちらの方に賛成ですので、篠塚委員のおっしゃったように会派に持ち帰って、全議員の意見を集約するというのが良いのかなと思います。

○**平石副委員長** 今出た意見と大体同じです。1点だけ確認したいのですが、国はパブコメをされていて、執行日は3月1日ということなんですけど、国の上位法がこの様になった場合は、今政治倫理条例で定めているものに国の300万以内を入れた場合どうなるんですか。

○**天貝事務局次長** 国では300万円までは良いでしょうということになりますけど、それぞれの自治体で事情が違いますので、各自治体で緩和するのであれば300万とす

ることもあるでしょうし、150万だよというところもあるでしょうし、全く緩和しないというところも出てくるでしょうし、土浦市議会としてどうするかということをお決めいただきたいと思います。

○**下村委員** 一つお伺いしたいのですが。国の地方自治法で300万に改正されますと、300万を超えて働くことができなくなるということですか。

○**天貝事務局次長** 土浦市が発注するものについては300万円を超えることはできませんよということです。条例で全くの0ということであれば、一銭も受けられないということになりますけど。

○**篠塚委員** 例えば新しい議員さんが立候補する際に土浦市の仕事をしていたということで、やめないと立候補できないというのはおかしいでしょというのも考えられるんですよ。それが300万円以内であれば出られるよということも考えられるということです。だから立候補する制限がなくなって誰でも立候補できるよということも一つにはあるんじゃないかと。25歳以上であれば、土浦市で仕事をしていて立候補できないということではなくなるということですよ。

○**天貝事務局次長** 議員の皆さん側からするとそういった観点ですけど、政治倫理条例というものは、元々は市民目線というものをに入れて成り立っていますので、そういった視点でもお考えいただければよろしいかと思います。

○**下村委員** ネーミングライツとかやっているのはどうなっちゃうんですか。

○**海老原委員長** それは別だよ。

○**下村委員** 別だけど、なんとなく倫理条例でどうなのか。

○**天貝事務局次長** 別の規制に関わってくる。公職選挙に関わってくるものですけど、議員の名前の会社だと、議員を連想してしまいます。

○**小坂議長** 参考になるかわからないけど、私タクシー会社社長なので市から仕事を請けおってすることはできないということになります。実は議員になる直前にこの倫理条例ができたんですね。公用車の契約をしていまして、市会議員に出ますといった時に副市長がいらして、出る以上はこの契約は終わりですと言われました。契約をそこで終わりにして市議会議員に出たという経緯があります。ですから土浦市の予算を使った仕事をしていると市議会には出ないというのが、ここ20年条例でなっています。それを変えるということだけど、本当に出る人がいなくなっているんで300万円という上限を設けて仕事をやっても良いよ、そういう人も出て欲しいというのが流れなんだろうと思いますので、先ほどからあるように持ち帰っていただいて考えていただくということなので、そういうことも含めましてよろしく御願いたします。

○**海老原委員長** 本日出席していない会派の方もいらっしゃると思いますので、そういう方にどういった連絡をしたら良いでしょうか。

○**天貝事務局次長** 欠席されている委員の会派及び出席されていない議員の会派につきましては、事務局の方から説明と意見の集約を行います。

○**海老原委員長** 追加の議運は。

○**天貝事務局次長** 各会派から意見を吸い上げていただいて発表していただく。それを

元に協議していただいた方がよろしいかと思えます。早い段階で開催していただきたいと思えます。

○海老原委員長 日程的には議運を開いて、全協で諮って議運で決めて提案するという形になるの。

○天貝事務局次長 委員長のおっしゃるとおりです。

○海老原委員長 では本日出席していない議員には連絡を御願いたします。事務局と相談してやらさせていただきます。次に、協議事項（6）議会費の減額補正について、事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料9をお開きください。議会費の不用額を減額補正するものがあります。補正の内容は3点ございます。1点目が欠員となっている議員1名の10か月分の報酬を減額するもの、2点目が印刷製本費の内、議会だよりの入札差金と、会議録の製本費用に不用額が見込まれますので減額するものです。3点目がタブレット端末の通信料を従量制にて支払っておりますが、不用額が生じておりますので減額するものです。金額は合計で886万5,000円、内訳は記載の通りでございます。以上となります。

○海老原委員長 それでは、議会費の減額補正については、事務局説明のとおりといたします。次に、協議事項7先例集の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料10をお開きください。先例集を4箇所改正するものです。まず、3番の定例会の開催月に関する先例に今定例会が2月28日開催となりますので、その例を追加いたします。また、60番で代表質問の時間に関する記述の中で基本の時間を30分から40分に変更し、いつから変更したか分かるようにいたします。続いて94番、請願書や陳情書への押印については、現在は署名若しくは記名押印で運用しておりますので改正するものです。続いて109番、会議録の配布に関する記述の中で、現在は製本した会議録は図書館等の施設に配布しているのみで、議員をはじめ各所属には配布しておりませんので、データ形式により配布するほか云々という形に改めるものです。よろしくをお願いします。

○海老原委員長 皆様、御質問等はございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりとさせていただきます。次に、協議事項8議員に貸与しているタブレット端末の改選に伴う取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 現議員の皆様は本年4月30日で任期満了を迎えタブレット端末の貸与期間も同日までとなります。選挙は4月23日に予定されており、新たなメンバーでの初顔合わせ会はこれまでの例ですと5月10日前後に開催されております。今回の改選はタブレット導入後初めてとなり、初議会に向けてのスケジュールを考えますと、初顔合わせ会には新人議員を含めた議員の皆様のお手元にタブレットの配布を済ませておく必要があると考えます。つきましては、任期満了日から初顔合わせ会までの間が10日程で、しかもゴールデンウィークの最中ということもあり、その間の平日は4日程

度のみという状況などもあることから、タブレットの取り扱いについて議長と相談した結果、再選された議員についてはタブレットを回収せずにそのまま使用いただくこととし、そのほかの方は遅くとも4月30日までに事務局に返却いただくよう、今定例会中に御案内することとなりました。以上となります。

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおりとさせていただきます。次に、協議事項9令和4年度土浦市議会報告会の結果について、広報広聴委員長から説明願います。

○塚原広報広聴委員長 それでは報告いたします。令和4年度議会報告会の結果について、報告いたします。動画の配信により実施しました議会報告会の閲覧数は、359回で、寄せられた意見などは、ありませんでした。この結果については、全員協議会でも報告しますので、よろしく願います。

○海老原委員長 それでは全員協議会において広報広聴委員長より御報告を願います。その他何かありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 TXの特別委員会についてですが、昨年6月定例会で設置され、調査を行い11月4日の全員協議会において中間報告を行いました。その報告を受けた形で土浦市議会として要望書を取りまとめ、茨城県及び茨城県議会に提出したところがあります。現在の議員の任期中の定例会は今定例会が最後になりますので、今定例会中に議場で最終報告を行う必要があります。つきましては、勝田委員長と調整いたしましてどこかのタイミング、最終日になろうかと思いますが、最終報告を行うよう進めて参ります。また、今定例会の一般質問の際のマスク着用について御協議いただきたいと思えます。国は3月13日以降のマスク着用は個人の判断に委ねるとしております。一方で本市の会議の行い方は未だ緩和されていない状況であります。そうした中、一般質問は6日から8日まで行われます。質問中のマスク着用については皆様気になるころと思えますので、執行部側の対応も含めて御協議いただき、変更があれば周知してまいりたいと存じます。よろしく願います。

○海老原委員長 皆様、御質問等はございますか。

○篠塚委員 一般質問の時はマスクを外して良いと思えます。ただし議場内は基本的にマスク着用ということで、そこからまず緩和していく。議長もマスクを外して、アクリル板があるところは皆さん外していただく方向でいかがでしょうか。

○海老原委員長 一問一答も含めてということでしょうか。

○篠塚委員 すべて。

○天貝事務局次長 登壇席、議長の前にアクリル板があります。執行部の方で登壇席にきてやられる方はアクリル板がありますけど、一問一答の場合、再質問から執行部はアクリル板がないのでそこをどうするかということなんですけども合わせて御協議をお願いいたします。

○篠塚委員 ソーシャルディスタンスが取ればマスクを外して良いと思えますが、執行部席は前との間隔が詰まっているので、そのままやっていただく方向で。ソーシャルディスタンスを取れるところはマスクを外していただくという方向でよろしいかと。

○今野委員 外してもいいということですが、しても良いですか。

○海老原委員長 演壇に上がる方はマスクを外しても良いということで。その他ありますか

○篠塚委員 換気休憩はどうしますか。

○天貝事務局次長 市全体の会議のやり方が変更がありませんので、これまでどおり行っていただきたいと思います。

○海老原委員長 その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。